

これだけは知っておきたい障がいのある人の人権

正しく知ることが相手を思いやることにつながります



一人ひとりの人権を尊重するまちづくり

～ よく生き合おう ～

日本国憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

障がいのある人を含むすべての人々にとって住みよい社会づくりをすすめるには、
個々の障がいについて正しく知り、適切に対応することが必要です。

障がいのある人とは、、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第一章 総則(定義)第二条より

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障がいのある人の人権を尊重するために必要な4つのバリアフリー

物理的バリアフリー 交通機関や建物・施設の段差をなくしたり、設備を整えたりする		制度的バリアフリー 国や地方公共団体が障がいのある人に対しての各種施策を行う
文化・積極的バリアフリー 点字や手話サービス、盲導犬などの補助犬に対する理解を図る		意識(心)のバリアフリー すべての人々が障がいのある人に対して理解を深め、配慮していく

◇ ノーマライゼーションを目指して『バリアフリーとユニバーサルデザイン』

障がいのある人等を特別視するのではなく、社会のなかで生活が送れるような条件を整えた、共に生きる社会こそノーマル(普通)な社会であるという考え方を、「ノーマライゼーション」といいます。

ノーマライゼーション社会の実現のため、誰もが生活しやすいように障がいを取り除く「バリアフリー」が推進されています。

障がいの有無や年齢、性別、人種等にかかわらず、できるだけすべての人が利用しやすい、「まち」や「もの」を、あらかじめつくる考え方を「ユニバーサルデザイン」といいます。



◇ 一人ひとりのちょっとした気遣い、行動が、誰もが住みやすいまちづくりにつながります

- ・点字ブロック上に自転車などの物を置かない、置いてあったらどかす。
- ・障がい者等専用駐車場が空いているし、「少しの時間だから」といって駐車しない。
- ・困っている人がいたら「何かお手伝いしましょうか」という声をかける。など

ちょっとしたことが誰もが生活しやすい、あたたかなまちづくりにつながります。

「障害者基本法」のもと、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりを大切にする社会(共生社会)をつくるため、自立と社会参加を支援する法律や制度をつくるさまざまな取組が進められてきました。そして、

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)スタート

法律のポイント2つ

平成 28 (2016)年 4 月 1 日施行(成立・公布 平成 25(2013)年 6 月)

①「不当な差別的取り扱いの禁止」とは・・・

役所や会社、店などが、障がいのある人に対して、正当な理由がなく、障がいを理由とした差別を禁止すること。

例えば、障がいがあるという理由だけでスポーツクラブに入会できないこと、車いすだからといって店に入れないことなど。

②「合理的配慮の提供」とは・・・

役所や会社、店などが、障がいのある人から、何らかの対応を伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること。

例えば、耳が不自由な人と意思を伝え合うために、手話や文字表示などを用い、目で見分けるようにすること。

正当な理由があったり、重すぎる負担があったりするときでも、障がいのある人への理由の説明や別のやり方の提案も含めた話し合いを行い、理解を得るように努めること(合意形成)が大切です。